

「林野火災警報・注意報」新設（令和8年1月1日施行）

令和7年2月26日に岩手県大船渡市で発生した大規模な林野火災を受け、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令によって火災予防の実効性を高める必要があるとされたことから、南渡島消防事務組合においても林野火災を予防するため、南渡島消防事務組合火災予防条例を一部改正し、令和8年1月1日から林野火災注意報及び林野火災警報の運用を開始しました。

1 林野火災注意報

気象状況が林野火災の予防上注意を要すると認める場合に発令されます。

注意報発令時には解除されるまでの間、火の使用制限に従う努力義務が課せられます。

【林野火災注意報発令基準】

以下の①又は②のいずれかの条件に該当する場合。

① 前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ 前30日間の合計降水量が30mm以下

② 前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ 乾燥注意報が発表

※当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合は、この限りでない。

2 林野火災警報

気象状況が林野火災の予防上危険と認める場合に発令されます。

警報発令時には解除されるまでの間、火の使用制限に従う義務が課せられます。

警報発令時に消防吏員の命令に従わない者または火の使用制限に違反した者は 30万以下の罰金または拘留の罰則が適用されることがあります。

【林野火災警報発令基準】

林野火災注意報発令基準①、②のいずれかに該当し、かつ、強風注意報が発表され、林野火災の予防上危険であると認められるときに発令するものとする。

3 発令対象期間（林野火災警報・注意報）

3月～6月

4 火の使用制限

- ・山林、原野等において火入れをしないこと。
- ・煙火を消費しないこと。
- ・屋外において火遊びまたはたき火をしないこと。
- ・屋外において引火性または爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- ・山林、原野等の場所において喫煙をしないこと。
- ・残火(たはこの吸がらを含む。)、取灰または火粉を始末すること。

5 発令時の周知方法

- ・消防車両などでのパトロール
- ・防災行政無線放送
- ・南渡島消防事務組合ホームページ

6 防災無線放送による周知

- ・注意報の発令・継続・解除については、戸別放送。
午前9時頃の放送。
- ・警報の発令・継続・解除については、戸別放送と屋外放送。
基準に該当した場合、速やかに放送。

7 対象区域

鹿部町の全区域

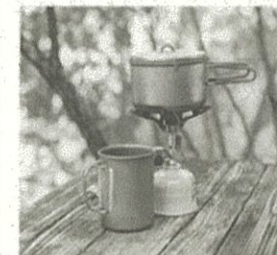
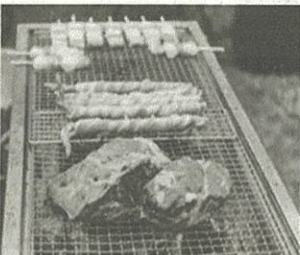
8 たき火等を行う場合は、消防署への届出が必要です。

たき火等を行う場合、「火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出」が必要です。

※たき火に該当する行為 (イメージ)



※たき火に該当しない行為 (イメージ)



●お問い合わせ

鹿部消防署 予防係 ☎ 01372-7-3331